

# 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第10回会合議事録

日 時：平成23年5月11日（水）16:00～17:47

場 所：内閣府（4号館）共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員（代理：矢橋氏）、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員（代理：吉田氏）

（内閣府）：太田審議官、本田参事官補佐

（オブザーバー）：

内閣官房情報通信技術（IT）担当室主幹、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課理事官、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官（総合調整担当）、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議題

- （1）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成22年度）について
- （2）検討会報告書「環境整備等に関する提言」（案）について
- （3）その他

### 3. 閉会

### 4. 議事内容

○清水座長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、また足元の悪い中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、議題にありますように、施策に関する基本的な計画の進捗状況と、重要であります報告書提言（案）につきまして御審議いただきしたいと思います。

初めに、委員の出欠状況につきまして事務局からお願いいたします。

○本田補佐 事務局の本田です。本日は、高須参事官にかわりまして事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

御報告いたします。本日は、漆委員が御欠席となっております。

また、坂田委員の代理で矢橋様、半田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で吉田様に御出席いただいております。

以上でございます。

○清水座長 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○本田補佐 それでは配付資料でございますが、まず議事次第、2枚物でございますが、この2枚目に資料が書いてございます。資料1～9と参考資料1～5となっております。

まず資料1-1がA4横1枚。

1-2がA4横1枚になっております。

資料2がA4横1枚です。

3-1がA4縦2枚。3-2がA4縦の21ページ物になっております。

資料4がA4横1枚になっております。

資料5-1としてA4横2枚物、5-2としてA4縦1枚、5-3としてA4横1枚物となっております。

資料6はA4縦2枚物となっております。

資料7がA4横1枚物でございます。

続きまして、資料8が検討会の報告書(案)といたしまして、ちょっと分厚くなっておりますが、52ページ物になります。

あわせて資料9として、A4縦1枚物。あと、9-2としてA4縦50ページ物の資料となっております。

続きまして、参考資料といたしまして、基本計画、A4縦の18ページ物が1つ。

参考資料2が、A3判でちょっと分厚くなっておりますけれども、フォローアップの結果を書いているものでございます。

参考資料3が緊急対策としてA4縦2枚物。

それで、資料4、5が冊子となっております。

以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○本田補佐 また、本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の確認をいただいた上で、座長にお諮りいたしました後、公開させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○本田補佐 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。議題1につきましては、関係府省庁から取組状況について御説明いただきたいと思います。その後に意見交換の時間をとりたいと思います。

最初は、内閣官房IT担当室からお願いいたします。5分程度でひとつお願いいたします。よろしく申し上げます。

○道家主幹 内閣官房 I T 担当室です。本来であれば竹村が担当しておりますが、今日は政務のレクの関係で外しておりますので、代わりに私が担当します。お手元の資料 1-1 と 1-2 をご覧ください。

資料 1-1 の方は、インターネット上の違法・有害情報等に関する枠組みということで、I T 担当室の方で取っております体制について説明しております。

3 段構造になっておりまして、一番上が I T 戦略本部と言いまして、こちらは I T の利活用に関する戦略等を作っておるのですけれども、それ以外にも違法・有害関係につきまして報告を受ける形になっております。

その下に会議が 2 つありまして、省庁だけで構成しております I T 安心会議というものがありまして、局長級、課長級でそれぞれ構成するものと、その下に民間の方も含めまして情報共有する場があります。こちらの方のラウンドテーブルと申しますのは、全体で 100 ぐらいの団体が参加しておる大きな会議になりますけれども、こういった会議の主催のほかに、このラウンドテーブルの中では随時情報共有をするということで、メールマガジンを発行しております。

メールマガジンは月 1 ぐらいのペースで発行しておりまして、平成 20 年度には 10 回、21 年度には 10 回、それから 22 年度には 15 回発行しておりまして、今年度も今までで 4 回ほどメールマガジンを発行しており、随時、関係団体との情報共有を図っております。

それから、1-2 は当方で運営しておりますインターネット上の違法・有害情報対策のポータルサイトで、このページは「I T 安心」等でグーグルを検索しますと、かなり上の方にヒットしまして、国民の皆さんによくご覧いただいているホームページでございますけれども、こういった中で随時、情報提供をしております。

最近やりました情報提供としましては、2 月になりますけれども、犯罪対策閣僚会議の下にあります、「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」で決定されました、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」につきましても情報提供させてもらっております。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府からお願いいたします。

○本田補佐 内閣府でございます。内閣府の取組は、資料 2 の A 4 横 1 枚で書いております。

取組は大きく 3 点、啓発活動の実施、国内外の調査の実施、検討会の開催でございます。

まず、啓発活動の実施でございますが、第 1 点目が広報資料の作成・配布ということで、これは昨年行ったものでございますが、引き続き実施いたしました。

2 点目が 3 月 8 日に開催いたしました緊急対策。こちらは、枝野内閣官房長官を初め、蓮舫大臣、中野国家公安委員会委員長、片山総務大臣、高木文部科学大臣及び海江田経済産業大臣が出席されて開催しております。こちらで緊急対策を実施という形でやりました。ただ、3 月 8 日の後、すぐに大震災があったということで、効果的にはあまり広まっておりませんが、この対策に対するフォローは今後も進めていきたいと思っております。

また、その他、民間の団体の取組の支援といたしましては、安心ネットづくり促進協議会等で実施される会合にオブザーバーで参加したり、OECDのISP作業部会、情報セキュリティとプライバシー作業部会ですが、こちらにたびたび参加しております。

2点目の国内外の調査の実施の第1点は、前回の検討会で御説明いたしましたけれども、平成22年度の青少年のインターネット利用環境実態調査を実施いたしました。

あと2点、青少年のゲーム機等の利用実態調査、アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等の調査。こちらは、参考資料4と5という形で冊子をお配りしておりますが、実施いたしております。

あと、検討会の開催でございますが、本日の検討会でございますけれども、平成22年度におきましては、第6回、第7回、第8回、第9回と、4回実施しました。

内閣府の取組としては、以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

警察庁、お願いいたします。

○米田理事官 警察庁でございます。資料3-1に基づきまして御説明申し上げます。

まず、実態把握の推進でございますが、1のコミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析でございます。

これは以前、多分、当課の課長から御紹介申し上げていると思っておりますが、概略を申し上げますと、被害児童が携帯電話を使ってアクセスしているケースが9割以上である。被害児童に限ってでございますが、フィルタリングに加入していないケースが9割以上ということなどが明らかになっておる調査でございます。これは、参考でURLを示しておりますが、ここでごらんいただくことができる状態でございます。

2の携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の分析結果でございます。

これは、警察では保護者が子どもの携帯電話を購入しようとするときが、まさにフィルタリングの必要性を意識付ける非常に効果的なタイミングであって、携帯電話の販売現場がフィルタリングを促す最後のとりでであると考えているところでございます。その実態を調べるために、昨年末に関係府省及び事業者の皆様方の協力を得まして、全国的に調査をいたしました。その結果でございます。結論だけ申し上げますと、約4割の販売店で改善が必要であると認められたところでございます。

1例を申し上げますと、フィルタリングの危険性についての知識・理解に非常に差がありまして、「フィルタリングは親の判断で付けてもつけなくても」といった対応もあったということでございます。これもURLを参考に挙げておりますので、詳細はここでごらんいただける状態でございます。

続きまして、違法・有害情報対策の推進でございます。

1の総合セキュリティ対策会議に関しましては、違法・有害情報対策につきまして議論を行っておる旨、これまでずっと申し上げておったところでございますが、まとまりましたので資料でおつけしております。これは後半で御紹介させていただくタイミングがあらうかと思っておりますので、割愛

いたします。

2の取締りの強化でございます。

検挙状況でございますが、子どもとの関係で抜粋したものは先ほど1で申し上げましたので、傾向だけ。違法・有害情報につきましては、ずっと右肩上がりで上がっておる。サイバー犯罪全体についても、傾向としては右肩上がりであるということでございます。これも参考でURLを出しております。

これに対することとしまして取締りの強化を図っておりまして、全国的に全国警察が一体となって取り組む全国協働捜査方式の試行を行っておるところでございます。本年中にこれは本格的に行う方向でございますが、現在、試行でございます。

3の違法・有害情報排除対策の推進でございますが、これは従前から、ここにおられます国分委員を初め、携わっていただいているインターネット・ホットラインセンターの運用。あるいは、これも民間にお願いしておりますところのサイバーパトロール業務の外部委託といったものを従前より行っておるところでございます。

フィルタリング機能の向上と普及啓発でございますが、これは情報提供でございます。警察で把握しております情報で有用なものにつきまして、(1)はモバイルコンテンツ審査・運用監視機構でありますEMA様に情報提供を開始いたしております。このほか、フィルタリング事業者の方々等に情報提供を行っておるところでございます。

2として児童が利用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を行っております。(1)(2)(3)を都道府県警察に対して推進を指示しておるところでございます。

最後、広報啓発活動でございますが、それぞれいろいろな場面におきまして、その必要性について訴えておるところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

では、総務省、お願いいたします。

○鈴木課長 総務省でございます。お手元の資料4に基づきまして御説明させていただきます。

総務省におきましては、平成22年度に、こちらにございます5つの柱に従って取り組んでまいった次第でございます。

1点目として、普及・啓発活動の促進ということで、文部科学省さん、通信関係団体等と連携いたしまして、啓発講座を全国各地557件、e-ネットキャラバンを実施しております。また、安心ネットづくり促進協議会の普及・啓発活動を支援しているところでございます。

2点目といたしまして、フィルタリングの改善・普及促進ということで、その小項目の2目でございますが、先ほども御紹介がございました、青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策、これは今年3月でございます、これに基づきまして保護者への説明を強化する等、フィルタリングの普及を促進しているところでございます。

3点目といたしまして、民間の自主的取組への支援ということで、安心ネットづくり促進協議会の各種活動に対しましての支援を行っていただいているところでございます。

4 点目といたしまして、国際連携の促進ということで、日本の取組を国際会合の場で紹介し、情報を積極的に発信いたしますとともに、関係の省庁さんと協力しまして ITU や OECD などの場におけますルールづくりに向けて働きかけを実施しているところでございます。

5 点目、その他といたしまして、CGM サービスの関係につきましては、例えば子どもを守るための緊急アピールがとりまとめられておりますが、こういった取組を協力して支援していること。それから、下の 2 つにつきましては、2 月のこの検討会でも御報告させていただきましたけれども、総務省におきましてワーキンググループを設置し、中間報告をとりまとめて御報告させていただいております。その中で、青少年インターネット利用環境整備施策の基本的な考え方、5 つの考え方を整理して公表しているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、法務省、お願いいたします。

○柿崎参事官 法務省でございます。資料は 5 となります。

法務省の取組は、大きく分けまして人権相談、人権啓発に関するものと、サイバー犯罪の取締りに関するものとなります。

まず、人権相談等についてですが、法務省におきましては国民の人権擁護に携わる国の行政機関といたしまして、人権擁護局のほかに、その下部機関として全国の法務局、地方法務局にそれぞれ人権擁護部、人権擁護課がございます。法務大臣から委嘱された民間のボランティアである約 1 万 4,000 人の人権擁護委員の方々とともに、さまざまな人権問題に取り組んでいるところでございます。

資料 5-1 でございますが、まず人権問題に係る人権相談体制ということで、1 として、全国の法務局、地方法務局及びその支局等において人権相談所を開設して、面談や電話等で人権相談に応じております。

また 2 として、子どもに関する人権問題専用の相談電話、子どもの人権 110 番をフリーダイヤルで設置しておりまして、悩みを抱える子どもたちが相談しやすい体制を整えております。また、全国一斉の子どもの人権 110 番強化週間というものを実施しておりまして、平日の相談時間を延長したり、土日に相談対応を行うなどといった取組を行っております。

3 として、全国の小中学校の全児童・生徒に対しまして、人権相談用の便せんや封筒が一体となった子どもの人権 SOS ミニレターというものを配布しておりまして、子どもたちが発信する悩みごとをいち早く受けとめる事業を実施しております。

4 として、パソコンや携帯電話から相談できるインターネット人権相談受付窓口、SOS-e メールというものを開設しております。

1 枚めくっていただきまして、2 点目として人権侵害情報への対応ということになります。

ただいま御説明いたしましたような人権相談などを端緒として、人権侵害の疑いがあると認められるような場合には、人権侵害事件としての調査を開始することとなります。その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、救済のための適切な措置を講じております。

インターネット上における名誉棄損やプライバシー侵害等の人権侵害情報につきましても、この資料の④に書いておりますように、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について相談者に助言するといった取組のほか、上に向かって大きな矢印が書いてございますが、⑥にありますように、勿論表現の自由に配慮しながらではございますが、必要に応じてプロバイダ等に対し、当該情報の削除要請を行っております。

3点目として、人権啓発活動でございます。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動を年間強調事項といたしまして、インターネットを悪用した人権侵害はやめようというものを掲げまして、年間を通して全国の法務局、地方法務局等における各種啓発活動を実施しております。昨年度におきましても、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動といたしまして、学校の総合的な学習の時間などを利用して、人権擁護委員が人権の大切さを子どもたちと考える人権教室や、人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する各種啓発事業等を実施いたしました。

また、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたバナー広告を作成して、ブログサイトやソーシャル・ネットワーキング・サービスサイト等に掲載しております。資料5-2には、その実際のバナー広告の掲載例として、資料上の右上に書かれていますが、参考としてごらんいただければと思います。

最後に、サイバー犯罪の取締りについてでございます。資料5-3になります。

情報技術の発展に伴いまして、コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が増加するとともに、証拠収集等の手続の面におきましてもコンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要が生じております。

これに適切に対応するために、資料のサイバー関係の法整備という青い枠で書いてある部分の下の、実体法の整備のところに記載してあるように、コンピュータ・ウイルスの作成・供用等の罪の新設とか、不特定多数の者にわいせつ画像をメールで送信する行為を処罰対象に含めるわいせつ物頒布等の罪の構成要件の拡充を行います。加えまして、その下に書いてありますような手続法の整備等を盛り込んだ情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の立案を進めてまいりました。

本年3月11日に同法律案の国会提出につきまして、閣議決定に至ったところでございます。

法務省からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省、お願いいたします。

○勝山課長 文部科学省でございます。資料6に基づきまして、私どもの取組の概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、私どもは実態の把握が重要であると考えてございまして、従前より定点観測的なもの、及び随時の調査等を実施いたしまして状況把握に努めているところでございます。

その上で、子どもや保護者への啓発が重要であるということで、子ども向けと保護者向けにそれぞれリーフレットを作成し、配布いたしました。加えて、有害情報の意識啓発DVDも作成してお

りまして、これは都道府県教育委員会、それから PTA 連絡協議会等に配布いたしましたところでございます。このリーフレットや DVD のネーミング「ちょっと待って、ケータイ」が大変好評でございます。さまざまな場面でよく利用されているところでございます。

更には、各省庁と連携して普及・啓発活動に取り組んでおります。

次のページでございますが、学校での携帯電話の取扱いについてでございます。

私どもは、小学校、中学校では原則として持込み禁止、高等学校では学校内での使用を制限するという通知を出しているところでございます。

4 番目、ネット上のいじめへの対応でございますが、対応マニュアルや事例集を作成・配布し、22 年度は学校ネットパトロールに関する調査研究を実施いたしまして、各自治体の取組状況や効率的・効果的な実施方法などについて、関係者へのヒアリングなども含めまして実態の把握に努めているところでございます。

次に、情報モラル教育の推進でございますが、この部分が大変重要だと私どもとらえておりました。小・中学校及び高等学校の学習指導要領の総則におきまして、情報モラルを身につけるということの規定いたしております。ここには記載しておりませんが、清水座長にも御指導いただきまして、昨年 10 月には教育の情報化に関する手引というものを作成させていただきました。この手引では、情報モラル教育の章を設けるとともに、学校等におきまして、その発達段階に応じた情報通信技術を適切に活用するための指導、それから、情報モラル教育を実施するために参考となるような具体例を提供いたしているところでございます。

また、学校における情報モラル教育の一層の推進を図るために、国立教育政策研究所では、具体的な授業の進め方の例などを示しました情報モラル教育実践ガイドンスを作成いたしまして、本年 3 月に公表したところでございます。

更に、教育の情報化に関する総合的な推進方策といたしまして、教育の情報化ビジョンというものを去る 4 月 28 日に作成したところございまして、その中でも情報モラル教育の重要性について明記しているところでございます。

最後に、平成 23 年度予算でございますが、22 年度に 17 地域で実施いたしましたフィルタリングの普及・啓発や、地域の実情に応じた取組等の支援に加えまして、今年度予算におきましても、新たにケータイモラルキャラバン隊を有識者の御協力のもと、結成いたしまして、全国 6 か所でルールやマナーに関する参加学習型シンポジウムを実施する予定でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

最後に、経済産業省、お願いいたします。

○吉川課長補佐 経済産業省でございます。資料 7 に基づいて、私どもの取組の概要を御説明させていただきます。

私ども経済産業省としては、主に機器メーカーさんとの関係が深い立場にはございますけれども、この基本計画を進めるに当たっては、事業者の方々にとどまらず、教育関係者、保護者の方々、さまざまな方々の協力を得ながら進めているところであります。



主に3つの項目に分けて整理してございます。

まず1つ目でございますが、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動の実施を進めております。具体的に申し上げますと、フィルタリング普及啓発セミナーを、22年度ですと全国で58回程度実施しております。また、インターネット安全教室ということで、22年度、全国で約160回程度開催しております。何となく雰囲気がわかるように右側に写真を載せてございますが、保護者、学校関係者、さまざまな方々の協力を得ながら進めているところでございます。

2つ目でございますけれども、簡易フィルタリングソフトの無償提供をやってございます。PC用の簡易版フィルタリングソフトを財団法人インターネット協会のホームページにて無償提供しております。22年度で申し上げますと、3,000件程度の数、ダウンロードされていたという実績でございます。

3つ目でございますが、各種民間団体等の取組の支援をやってございます。

1点目、レイティング／フィルタリング連絡協議会の開催とございますけれども、こちらは財団法人インターネット協会に事務局を務めていただきながら、現在のフィルタリングや青少年のインターネット利用環境整備に係る課題を、事業者、保護者、学校関係者等、さまざまな方々に御参加いただいて諸課題について検討してきたというものでございます。

平成22年度につきましては、ゲーム機とかインターネット接続テレビとか新たなインターネット接続機器について、どのようなフィルタリングの提供のされ方があるべきかということで、関係者で御議論いただきました。その内容は、本検討会においても2月に御報告させていただいたものでございます。

そのほか、各種民間団体等で自主的な取組がさまざまな場所でなされていますので、その場においてもオブザーバーとして参加していただいたり、必要な情報を提供していただいたりして支援しているところでございます。

以上であります。

○清水座長 どうもありがとうございました。

以上、御報告いただいたわけですが、御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。どなたからでも。今までも御説明いただいた部分もありまして、それを非常にクリアにまとめて御報告いただいたところですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 それでは、ありがとうございました。議題1を終わりにさせていただきます。本日メインの議題の2であります。これは、資料8にございますように、本検討会の報告書「環境整備等に関する提言」(案)でございます。これにつきまして御審議いただきたいと思います。一番最後に「第4章 提言」の部分がございまして、この提言の部分につきましては、別途時間を設けて意見交換をさせていただきたいと思っております。その前までの御説明をいただいた上で意見交換をお願いしたいと思います。

また、本日は警察庁からも検討結果の御報告をいただけるということでございますので、続けて御発表いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○本田補佐 それでは、検討会報告書「環境整備等に関する提言」（案）について簡単に御説明させていただきたいと思っております。こちらは、委員の皆様方には素案として一度御照会させていただきまして、意見等を確認させていただいております。中身に関しましては、その意見を踏まえたところは赤字で変わっておりますので、そこを確認していただければと思っております。簡単に説明いたします。

「序章 はじめに」で、青少年インターネット環境整備法の背景、また現在、行われているこの検討会の位置付けや取組、またこの報告書の概要について簡単に記載しております。

4 ページ、「第 1 章 青少年インターネット環境整備法の制定経緯及び基本理念並びに法施行状況に係る検討の方向性」を記載しております。こちらは、検討する上で参考にすべき事項を、4 ページ、5 ページと簡単に記載してございます。

6 ページ、「第 2 章 青少年インターネット環境整備法施行後の取組概要」は、法が施行された平成 20 年 4 月 1 日以降の施行の取組について記載してございます。

まず、「第 1 節 政府等の取組」は、政府の取組に関しまして、先ほど議題 1 で行いました平成 22 年度のフォローアップもございましたけれども、その関係を記載しています。

「第 1 基本計画に基づく取組」が、基本計画の項目ごとに記載してございます。これが 16 ページまで続きます。

17 ページで第 2 といたしまして、「青少年のインターネット利用環境実態調査の結果について」。こちらは内閣府で行っております調査でございますが、21 年度、22 年度部分の結果につきまして簡単に統計的な形で記載してございます。

19 ページ、「第 2 節 民間関係事業者の自主的な取組」は、第 7 回検討会から第 9 回検討会まで、主な皆様、委員の先生方にも御発言いただきましたけれども、自主的な取組についてヒアリングを行わせていただきました。この中身に関しまして、報告された取組の概要を以下に記載してございます。こちらは 34 ページまで、ちょっと長くなっておりますが、各取組について詳細に記載してございます。

35 ページからは、「第 3 章 法施行後の現状及び今後を踏まえた課題等に関する検討結果」。こちらの検討会で整理したものを記載してございます。

「第 1 節 今後の課題」は、第 6 回検討会において、これは 21 年度のフォローアップをしたときに整理したものを記載してございます。

36 ページ、「第 2 節 課題整理」は、第 7 回から第 9 回までの検討会におきまして、12 の検討課題に焦点を当てた検討を行いましたけれども、その関係になります。各課題に対し報告された概要として、以下のとおり記載しております。

「第 1 基本方針」は、第 9 回のときに定義され、5 つの承認されたものを記載しております。

37 ページ、「第 2 保護者等関係」。こちらは、課題 1、課題 2 について記載してございます。

38 ページ、「第 3 フィルタリング関係」は、課題 3、4、5。課題 5 の方は、スマートフォン等の関係の整理もございまして、ちょっと長目に書いてございましてけれども、こちらが 42 ペー

ジまでになっております。

43 ページ、「第4 特定サーバー管理者関係」。

次の44 ページが「第5 その他」となりまして、課題9から課題12までのものが入っております。

46 ページは、「法附則第4条に対応した検討」という形で記載してございます。

47 ページですが、「第4章 環境整備等に関する提言」は、後ほどまた御審議いただけるということですので、中身についてはまた後ほど御説明したいと思います。

48 ページは参考になりますけれども、検討経緯といたしまして、当検討会の第7回から第10回、また参考として関係省庁で開催された有識者会議の審議経過といたしまして、警察庁、総務省、50 ページでは経済産業省を書いております。

51 ページは、この報告案が承認された以降ですが、意見募集を行った場合には、こちらに意見募集の結果として記載したいと思っております。

52 ページは、検討会委員の皆様の名簿を記載してございます。

報告書の関係は以上になります。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁、お願いします。

○米田理事官 それでは、資料9-1、9-2に基づきまして御報告申し上げます。最終的に、これは震災の関係がございまして年度末に対策会議が開かれませんでしたので、時間的に今になっております。この結果、実のところ、公表が明日となっておりますので、右肩のところ取扱注意12日午前10時、これはプレスリリースの時間でございますが、ここまで非公表である旨をクレジットとして載せてあります。よろしく願いいたします。

まず、昨年度、22年度の総合セキュリティ対策会議におきましては、テーマを3つやったところございまして、このうちの1つが違法・有害情報対策でございます。

その課題といたしましては、(2) インターネット・ホットラインセンターへの通報制度が必ずしもうまくいっていない。また、その削除依頼がうまく伝達できていない。これは、削除依頼をすべき窓口が本来は明示されているべきでございますが、そうしたところが載っておらないサイトがままございまして、そこに対する依頼がなかなか困難であるというところでございます。また、削除に応じないサイト管理者がいること等が課題となったところでございます。

それに対します提言といたしまして、特にサイト関係で申し上げますと、イの削除依頼をサイト管理者に確実に伝達するための方法の確保でございます。サイト管理者において、連絡受付体制の整備に努めるというのが、まず1つございまして、更に当該体制、先ほど申し上げましたように、連絡先を明示しておらないところに対して整備を促すことが必要であろうということでございます。

また、その本体、すみません、資料9-2にもう少し中身が書いてございまして、46 ページになります。「第2 違法・有害情報に対処するためのサイト管理者対策」というところがございます。ここで削除依頼をサイト管理者に確実に伝達するための方法の確保等というものを載せておりま

す。

結論といたしましては、このパラグラフの一番最後、47 ページの中ほどになりますが、標準約款をプロバイダ等とサイト管理者の間に置きまして、幅広く用いていただいて、その標準約款の中で伝達するやり方、具体的には IHC の削除依頼をサイト管理者のプロバイダ等が受けた場合に、それを伝達する仕組み等について盛り込んでいただいて、その標準約款を広く広めることによりまして、この伝達の体制というものを整えるというものが提言として出されたところでございます。

ここの部分については以上でございます。

また、今回、紙としては出しておらないのですが、申しわけありません。課題8のゾーニングに関してございますが、現在、年齢情報を確認したゾーニングが一部事業者において、具体的には携帯電話事業者と大手 SNS サイトの間で導入されておるわけでございます。この同様の趣旨のことが安心ネット協さん、総務省の CGM ワーキング等でも議論されておると承知しておりまして、これが一部で具体化しておりますので、今後、他の携帯電話事業者等で早期にシステム導入がなされることが望ましいものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換をお願いしたいと思いますが、第4章につきましては、重要ですので、別途時間を設けて議論をお願いしたいと思います。それ以外の部分につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。御発言いただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

今回、これまでの私たちの検討会での検討を、資料8として、各府省の取組を含め、また地方公共団体や保護者や事業者、民間団体の取組などをかなり網羅的に反映した経過をまとめていただきまして、この間の取組がわかりやすく、この3章までは整理されていると思います。

特に15ページの「推進体制等」というところで、「国における推進体制」として(1)(2)(3)が書かれ、特に(3)、私たちの検討会の後、3月8日に、今日、参考資料としてお配りいただいておりますけれども、青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策を、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、文部科学省、経済産業省という連名で出されていまして、そのことがここに書かれています。

これは、先ほどもお話ありましたが、3月11日に東日本大震災が発生いたしましたので、この緊急対策については、この記述で今後、非常に重要な取組として具体化されていく端緒が切られたのではないかと考えています。私としては、こういうふうな一定の検討があつて、この報告書がまとめられる前に重要性を確認して、緊急対策としてアクションを発信と言うんでしょうか、示したことは大変意義があると思っていますけれども、私たちの検討は2月の段階でやむを得ず中断し、その後は今月になってしまっているの、それを待たずにこのようにされたんだと思います。

あわせて確認させていただきたいのは、先ほど資料9-2がまだ「取扱注意」で、公表されるのは明日ということですが、タイミングから言いますと、今日、私たちがこの提言をまとめるのと、まさに重なってしまっています。読ませていただくと重い内容も入っているものですから、検討会

と提言書や、皆様が府省を超えて取り組んでいらっしゃるものとの関係性で、ちょっと気になったので確認させていただきたいんです。

例えば、御紹介いただきました 47 ページに標準約款のことが具体的に書かれていて、提案もされています。例えばということではありますけれども、例えば「通信関連の業界 4 団体において、プロバイダ等とサイト管理者との間の契約に関する標準約款を作成し云々」ということが、この報告書には書かれているわけです。これは総合セキュリティ対策会議の中では議論されていると思うんですが、まだ私たちのこの場ではここまで踏み込んだことを話し合っていないように思います。

これは全体の提言書の発行の 5 月のタイミングと、それから東日本大震災が起こったということのタイミングの中で、時間軸の中で、検討会のメンバーの 1 人としては、急いでやらなければいけないこともあると思いつつも、検討については慎重にしなければいけないということも考えつつ、今、御報告を伺っていました。

ですから、後の議論になります 4 章以降の提言の内容とも関係すると思うんですけれども、今回、特殊な東日本大震災の状況がございましたので、それを乗り越えつつ、環境整備等に関する提言については、できる限り慎重に私たちが今まで検討してきたものを中心にまとめていただくのがいいのかなと思います。その上でパブリックコメントもされるということなので、そこで寄せられるものを反映したものとして、中身の濃いものにできればなど、前半の 3 章までのところで感じました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。今の御発言の中で、15 ページの下から 2 行目からの (3) 緊急対策のまとめの最後の締めですけれども、「対策を実施した」と過去形になっていますね。これは今の御発言からすると、今後も重要性が高いということであるならば、「実施している」と、ほかのところはみんな継続のように書いてあるんですね。ここだけ過去形になっているので、現在形の方が今後も継続していくようなニュアンスが出るかなというのを、今、先生の御発言を聞きながら思いました。ありがとうございました。

ほかに。曾我委員。

○曾我委員 第 3 章の「第 2 節 課題整理」のところですが、上からずっと読んでいって、「また、総論的な整理として、第 9 回検討会で「基本方針」を設けることが提議され、これについても検討を行って整理した。各課題に対し報告された概要は、以下のとおりである」。ここで急に、どこから聞いた形になっているんですが、読んでいて気になったのは、各課題に対して、この内閣府の委員会として検討した結果概要は以下のとおりであるというのが本筋ではないか。

つまり、ここに書いてある、さまざまな赤印とかいろいろ入っているものに関して、我々が検討を加えた結果として報告書に報告をしているので、報告されたとなると、我々が報告を聞いたのを認めたという形で、我々が検討を加えたということにならないのではないかなと思って、そこだけ確認したいなと思いました。

○清水座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりの感じがしますが、よろしいですか。

○本田補佐 わかりました。では、そのような修正をいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。事前にお送りしたところではありますが、どうぞ。

○尾花委員 尾花です。報告書提言（案）の内容はすごく中身の濃い、いい内容になっていると思います。ですが、今回ここで最終検討をしているのは、あくまでも本検討会からの報告書であり提言書で、その一番最後の部分には、検討会委員はこういう人たちで構成されていますと書いてあります。ですから、先ほど清原さんからもお話があったように、私たちが検討していないことや、この場でもんでいないこと、ここでの話とリンクしていないことなどは、載せるべきではないと考えます。

これまで、関係団体の皆さんや各省庁の取組を持ち寄って、この場で検討したことはいっぱいあります。御報告いただいたことも、それに対して私たちが質疑応答させていただいて内容を共有したのも、たくさんあります。それらの掲載については勿論問題ありません。

ただ、私たち委員がこれまで検討もしていなければ情報共有もしていない内容に関しては、追記を避けていただきたいというのが要望です。そうでなければ、検討委員の存在意義がなくなってしまいますし、先ほど曾我さんがおっしゃったように、報告したものを載せるだけであれば検討会そのものの意味がなくなってしまいます。

皆さんお忙しい中、検討委員として時間を割いてここに足を運び、それぞれの専門の知識や経験を生かして、さまざまな情報や意見を出し合ってきて、これだけ長い時間をかけて検討してきたからこそでき上がった報告書なのですから、そこに私たちがまかり知らないことが載っているということだけは避けたいのです。

内容が細かければ細かいほど、ご報告だけではなく、検討会のテーブルに少なくとも1回乗せてもませていただく必要があるのではないのでしょうか。その結果を適切な文章にしておくおさめていただくというステップを踏むのが、本来のこの報告書、提言のあり方だと思います。是非前向きに御検討ください。

○清水座長 ありがとうございます。ファイナルに近い形の案が出ているわけですが、今、御発言なのは、例えばこの中のここが知らぬよという話でございませうか。

○尾花委員 例えば3月8日の緊急対策に関する部分ぐらいでしたら、御説明いただければ、私たちの検討結果を踏まえて動いていただいたことだとわかるので、新たに追記されることに問題を感じません。

総務省の中で実施された検討会の内容については、以前この場で話し合ったものもありますが、まだ話題として取り上げていないものもあると思うんです。前者はOKですが、そのついでに後者がさりげなく組み込まれてしまうというようなことは避けたいという感じでしょうか。

今回、警察庁の方から御報告いただいた総合セキュリティ対策会議の内容は、本検討会では初めて知らされたことです。いろいろ細かいところまで検討していただいて興味深いものですから、ここで議論をすればいろいろな意見が出てくるかもしれないのに、議論をする時間も、意見をお持ち帰りいただいて再度警察庁の会議で話し合ってください余裕も、今はありません。

内容的には大変優れたものなので、明日の発表については、私も是非お願いしたいところですが、これを何らかの形で本検討会の検討結果として組み込めるかという話になるとしたら、そ

れは賛成しかねます、というのが私の意見です。

○清水座長 どうぞ。

○曾我委員 報告書として出るのはこちらですよ。こちらの資料は、それぞれの省庁が検討したということで、それぞれの省庁として発表することは構わないけれども、我々の内閣府はこれを出すということですね。

○尾花委員 これだけです。

○曾我委員 今後、何か加わるということじゃなくて、それ以外の各省庁が今やっていることを先ほど伺いましたので。この中にこれが加わるという意味ではないですね。

○本田補佐 現在、この報告書を審議いただいている形です。今、報告いただいたものがこの中に実際に入っているわけではありません。

○曾我委員 今後、入るんですか。

○本田補佐 いえ、警察庁からの報告書の案があるかどうかということですが。

○米田理事官 すみません、私の説明の仕方がちょっと悪かったのか、これまで出ていない話をしていると誤解を招いたようでもあります。その点は申しわけございません。大分前の、前々回ぐらいでしょうか、ばさばさという形で持ってきましたので、よくわかりませんが、先ほど申し上げましたように、当課の課長からこれまで内容について御紹介を申し上げておったところでございますが、最終的な紙になっておらなかったもので、口頭でずっと御説明申し上げておった内容を、再度御説明したということでございます。

議事録の中でどういう説明をしておるかとお申しますと、サイト管理者との連絡がつかなかった場合に、その上位のサーバー、プロバイダに対して削除のお願いをする。そういうところで削除いただいているということもいいのだけれども、今はお願いだけであって、これがうまく届いておらないという説明をしております。

そのときにポンチ絵を出しておるようです。もう一枚めくっていただきますと、標準約款の規定があった場合は、このように機能いたしますということを検討しております。これは多分年末か年始ごろだと思いますが、御紹介申し上げて、こういう御説明をさせていただいております。

もう一点のゾーニングに関しましても、同様に、こちらは紙があったかどうか、よくわかりませんが、やはりゾーニングの問題につきまして関係者と今、御相談しつつ、こういうことを考えておりますという御報告をしておるところでございます。今回は、紙としてまとめたものにつきまして、改めて御提示申し上げたというところでありまして、公表ができません、明日ですと申し上げているのは、この紙そのものであります。

内容につきましては、この場の本委員会の中で既に御紹介申し上げていることでありますので、外部に今この場で言うていただいても全くもって問題はないということでございますし、既にこの場で御提示し、一定の御議論はいただいたものと認識しております。

○尾花委員 ということは、報告書の中にこれから後組み込むことを前提にお話しされたということでしょうか。これが今回の報告書とは別だということであれば、何も問題はないと思うんですが。

例えば、ゾーニングの話も報告書の中にあります。でもそれは、何回もレビューしたり、メーリ

ングリスト等を使って意見を聴取したりと、これまでしっかりした検討した結果として記されているものです。きちんと文書化されたものをやりとりしながら導き出した検討です。検討会の中で、関係する話題が出た際に、警察庁の方からいろいろお話いただいたのは、私も覚えています。

今の曾我さんのお話は、そういった御意見についてではなく、今回報告された資料そのものについて「これはこれで別物ですね」というお話ですよ。私もそう思って伺っていたんですが。

○清水座長 本日、議論をお願いしていますのは、資料8がこの検討会からの報告書、提言であります。これについて御意見をいただきたいということ。

○尾花委員 各省庁からの報告の際の警察庁の方からのお話しには出てこなかった内容が、この検討会からの報告書、提言の説明後に続けて時間を設けて説明されたのはどうしてなのかなと思って、ちょっと気になったのです。

○清水座長 既に報告されているものをエビデンスとして出されましたという位置付けでよろしいでしょうか。

○尾花委員 わかりました。ありがとうございます。

○曾我委員 座長、1つだけ。整理だけさせていただきたいんですが、基本的に我々内閣府の検討会としては、この報告を出す。それぞれの省庁がそれぞれの考えのもとに今、進んでいるとか、進んでいたのだというのは、それぞれの省庁の考え方として出すことは構いませんが、我々内閣府では、それを総トータル的なところで検討を加えた結果、このような方向でありましたということでもいいんですね。

○本田補佐 はい。報告書の関係は、基本的にはそうです。

○米田理事官 これまで御報告申し上げ、ですから、この場でこういう内容ですということは御説明申し上げてきたところでありまして。その内容につきましても、ここについては、こういう内容がありますということ、内閣府さんに対してはずっと申し上げてきたところでありまして。

これまで当課の課長から御説明申し上げてきたのも、こういう内容ですということはずっと御説明してきたと理解しておりまして、その意味で、この報告書内にこうした記述を追加していただきたいという話を申し上げてきたという経緯はございます。

○清水座長 そうなりますと、どういうことを追加するのかということをおっしゃっていただかないと、これからパブコメに出すことに関して、座長預かりというわけにはいかない領域だと思いません。ですから、きっちりどこの文言をどう直してほしいということをお願いいただかないとまずいと思いますが。

○米田理事官 いえ、この案のところに、当方の希望としては、こうですということは申し上げてきたはずなんです。

○本田補佐 今回、警察庁さんのこの報告書の意見をとったときに、まだ報告されていない中身で意見が来たので、「それはちゃんと検討会で説明してください。委員の皆様が御存じなくて報告書に書き込むことは、事務局としてはできません」ということをお伝えしてまして、本日、報告とあわせて、報告書に対する文言を御説明いただけるものと事務局の方は思っていました。

○清水座長 すみません、ちょっと混乱しているわけですけども、この検討会のあり方なんです。



ですから、今までもいろいろなところから報告を受けたものを、本日の段階で案としてまとめて出すという方針でやってきたということになります。したがって、本日の段階でどのように文言を修正するかということを引きつと説明していただかないと、漠とした形で、この資料があつて、これを入れてくださいと言われても審議しようがないことでもあります。

先ほどの御説明ですと、過去に説明しているから入っているという説明のようにも聞こえたんですね。それは違うんですか。

○米田理事官 内容につきましては、御説明申し上げてきたところでございます。その意味で、全くの初ということではございませんというのが先ほどの説明であります。

もう一点申し上げますと、これが非公表になっていきますというのは、これはこれそのものです。この紙自体です。内容についてはございませんということです。

文言そのもので申し上げますと、ここからちょっとはみ出してしまつて申しわけありませんが、場所で申し上げますと、特定サーバー管理者関係の課題。

○清水座長 何ページですか。

○米田理事官 43 ページから 44 ページにかけてでございます。

「自主的な取組として」というところで、現在は上位の特定サーバー管理者において問い合わせフォームというものが、44 ページの上のところに4で書かれておりますが、ここに先ほど申し上げました上位の特定サーバー管理者に対して、青少年有害情報を発見した外部機関からの青少年閲覧防止要請を伝達するようなモデル約款を整備・推奨する等が考えられるということで、以前も御説明申し上げておつて、紙としてフィックスしまして案の一つとして御紹介申し上げた案について、入れていただけないかということでございます。

○清水座長 今回の御説明でようやくわかりました。それでは、構成委員の先生方にお伺いしますが、44 ページの4の中に、今、御説明がありましたような「考えられる」という文言を入れるのはどうかという修正案の御提案をいただいたと思います。これについて御意見をいただければと思います。

○藤原座長代理 1つよろしいですか。

○清水座長 はい。

○藤原座長代理 その前に1つだけ確認ですけれども、それは43 ページの2とは違うものとしてということでしょうか。2に「モデル約款の整備が考えられる」という文言が出ているんですけれども、それとは違って、4のところでは今の御趣旨の標準約款をという理解でよろしいでしょうか。

○米田理事官 さようでございます。伝達するということに重点を置いております。

○清水座長 2とは違うという御説明で、4に補足的なものを付け加える。正確な文言は、まともなませていただきたいと思いますが、その点について。清原さん。

○清原委員 これは事前に私たちにも案が配られまして、意見が求められました。委員としても、修正の意見があれば提案しますし、なければこの原案で結構ですと、私たちはそれぞれ回答してきたと思うんですね。

大変言いにくいんですけれども、政府の中の警察庁さんなので、内閣府さんがとりまとめられるときに、少なくともこれは私たちにもそういう打診があつたわけですから、今日出てきたときに、

私たち委員からこういうふうに変更したらどうでしょうか、ちょっと読み込み方が足りなかったの  
でという意見が出るのは、これはどうぞ受け入れてくださいと思うんです。

けれども、同じ政府の中で、今、思いがけず、今日付の資料の中で、しかも具体的なもので警察  
庁さんから出されました。これから検討すれば意義ある提案かもしれないんですけれども、突然に  
出されたことについては、国民的感覚から言うと、そういうのは政府の皆さんでもうとっくに調整  
をやっておくべきタイミングなので、中身的に正しいかどうか、この一瞬では吟味できないわけ  
です。

言にくいんですが、すごく重要な御提案が含まれていると先ほど私が申し上げましたように、  
この5月段階の提言にそこまで入れないと間に合わないですか。私たち、もう少し議論させていた  
だかないと、座長が言われたように座長預かりにするにはちょっと重い内容かなと思います。ただ、  
私は行政の側において、原案をつくったり、事務局をしたりする立場にも自分がおりますので、そ  
ういう立場からしますと、いつも市民の皆さんがどういうふうに私たちの手続を見ているかとい  
うことも気にしている立場なので、ちょっと今日の今日というのは、どんなに重要な提案でもきつ  
たかなという感想を持ちました。

中身が中身ですので、私たちが検討を吟味しないのに、重要な会議だと思います「総合セキュ  
リティ対策会議」の検討状況を受けて反映しても大丈夫であるとは思いますが、それは私だけじゃな  
くて、むしろ事業者の立場というか、そういう方の意見もお聞きした方がいいかなと思いました。

すみません、以上です。

○清水座長 ありがとうございます。はい。

○国分委員 私、警察庁の総合セキュリティ対策会議の分科会長もやっております。

○清原委員 よろしく申し上げます。

○国分委員 両方の話を十分存じ上げている立場なんですけれども、今日、警察庁さん、冒頭の御  
説明がありましたように、もともと3月中に一度、本会議を開いてとりまとめるという段取りだ  
ったので、多分、この資料9-2はその報告書の一部なんですね。だけれども、震災があって今日  
までずるずると遅れてしまって、こちらの方の検討会の審議状況と同期がとれなくなってしま  
ったというのが、まず根本にあるかと思います。

こちらの方の検討会は、今日で最後ですか。まだありますか。

○清水座長 あります。

○本田補佐 今日は、この報告書（案）をまとめて意見募集を行うという段階で、まだ固める場  
ではございません。

○曾我委員 これは、通常だったら保留でしょう。今、突然聞いている話で、勿論総合的な見地  
から、この検討会というのは判断して、文言を委員の皆さんで責任を持って検討して修正して  
いく。PTAの立場としては、それでいいですよ、いや、違いますよというのが出てくるし、事業者の立場  
としては、それはいいですよ、違いますよと出てくるし。しかしながら、それでもまとめなければ  
いけないので、こうでなければ国民的に納得できないんじゃないですかという中で、最後の文言が  
決まっていつているわけですね。

そうすると、今、警察庁さんがどのような文言できちんとした文章に載せるかという文章が出ないと、その一言一句が微妙なニュアンスを、影響を及ぼす可能性があるということと。なぜ、今、ここで、この言い方で出さなければならないのか。最初に御説明されたときに、我々から話が出てから答えるのではなくて、その前にこの部分のこの文言をこういうふうにと先に言われているならわかるけれども、どうも我々が申し上げたから、えっ、この中の文言、訂正するのがあるんですかということから出てきているんですね。

出方が不可思議にこちらとしては感じてしまうので、そこは文言としてきれいにできて、我々が理解できるようにしていただかないと、委員として何か踏ん切りがつかない気がするんですが、座長いかがでしょう。

○清水座長 私もそういうふうに思っていて、お聞きしてきたということです。説明はなるほどということで、それを受けとめたわけですが、ここに対してどういうふうに修正するかわからないような形で投げかけられても、先ほど申しましたように座長預かりで処理できない問題と認識しております。

したがって、本日の段階でこの提言（案）、報告書（案）を御承認できれば承認いただいて、最後にまた御相談なんですけれども、パブコメで意見を求めたいということです。非常に幅広い問題ですし、社会的に大きな問題ですので、パブコメに載せる案を今日は固めさせていただいて、それで警察庁の件を今やっている、もう一回やった上でパブコメとかになってしまうんです。

ですから、そういう意味合いで、今の件はちょっとペンディングにさせていただいて、資料8について、ほかにも御意見いただいたらと思うわけです。それで、重要なことは、4章 提言という形で1ページにまとめておりますので、これも御審議いただきたいと思っていますところでありまして、はい。

○尾花委員 これは、警察庁の方たちをお願いなんですけど、もし、報告書の文言の加筆修正を希望されるのであれば、その修正案の文章そのものを私たちに御提示いただけるのが一番ありがたいです。バックヤードにこういった資料がありますからと説明され、文章はこの中身に沿って適当にお願いしますと言われても、どうしていいか困りますので。

「この部分を、こういう文章に修正していただきたい」という具体的な修正案を、この報告書の1部分を切り取った形でワードにでもして送っていただければ、メーリングリスト等を利用して全員で共有しながら、これはこのままでいい、ここはもうちょっとこうした方がいい等、パブコメをいただいている間にチェックしたり意見を交わしたりすることができると思います。私たちが検討しやすい形にさせていただけるとありがたいのですが、いかがでしょう。

○清水座長 座長が言うことを言っていて、ありがとうございます。

○本田補佐 座長、すみません。そこで1つ問題があるのかなというのは、その意見が意見募集の中に入っていないということになると、国民の方々がわかっていないことになるので、ちょっと含めた方がいいのかなという点があります。

○藤原座長代理 今の点は私も考えていたんですけれども、いただいたものは一応議論しておかないと、パブコメにかけたものの性格が変わってしまうのは、かえって手続的におかしいと思います。

意見募集の前に決めるべきかと考えます。

○本田補佐 それでは、座長と御相談しますけれども、基本的にはこの案に関しては皆様の御意見をちゃんと踏まえて、この報告書（案）に記載する形じゃないとできませんので、その取扱い及び意見募集もあわせて座長に御相談させていただきます。

○清水座長 では、この件は具体的にもう少し検討した上で、検討会は開きませんが、メール等で御意見をいただいているということで、パブコメの前に審議・決定ということを見せていただく方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○清水座長 今日は審議しにくい御提案ということかと思しますので、そのようにお願いします。これだけで時間を使っているわけにはいきませんので、ほかに御意見をいただきたいと思えます。4章の前まででございます。よろしいでしょうか。ほかの省庁、大丈夫ですか。委員の方々、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、この報告書（案）の4章の前までにつきましては、今のような形で、一部、文言修正が2か所ほどありましたけれども、そういう形でさせていただきたいと思えます。継続審議の件が1件ありましたということでございます。

それでは、重要なのは、最後に4章として提言という形で1ページにまとめております。これは非常に重要ですので、事務局から読んでいただいた上で審議していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○本田補佐 それでは、提言についてお読みしたいと思えます。

#### 提言

検討会を通じて、青少年インターネット環境の整備等に係る取組は、法施行以来、おおむね政府等、関係者によりその法律の趣旨に沿った取組が実施されていることが確認され、それなりの成果が生じていることが認められたものの、青少年が巻き込まれる犯罪も報告されている現状から、現行のままで十分であるとは言えない。

一方、課題について検討した結果、その課題解決のために規制強化となる法律改正を行うことには慎重な意見が大勢を占め、法律の趣旨に基づき民間の自主的かつ主体的な取組を引き続き実施していくべきであるとの結論に至った。この結論は、関係省庁の有識者会議を通じて今回の検討の中で大いに議論を割いた部分でもある。

最終的な結論としての現行の取組に対する提言は、次のとおり。

- 1 政府等は、民間の自主的かつ主体的な取組に対しては、積極的な支援を引き続き実施していくとともに、特に青少年及びその保護者を巻き込んだ情報リテラシー教育等について、しっかりと状況を把握しつつ、関係府省庁の連携の下、基本方針を踏まえ、民間事業者、学校関係者、PTAなどと緊密な連絡によりその効果的な施策を実現していくことが必要である。
- 2 関係事業者は、民間の自主的かつ主体的な取組を引き続き実施していくべきであるが、いまだ

に生じている問題等に対しては、保護者や子供に配慮した積極的な取組が必要である。

- 3 保護者は、青少年のインターネットに関する問題の多くが、保護者の子どもに対する理解が不十分であることが一因でもあることも踏まえ、インターネットの青少年有害情報を十分に認識した上で、子どもの発達段階に応じて家庭内での会話や見守りなどのプライバシーに配慮した方法により、その利用状況の適切な把握に努めることが必要である。
- 4 情報リテラシーに係る保護者及び青少年への取組等は、青少年インターネット環境整備法の基本理念であり、かつ社会的な要請でもあるので、あらゆる関係者による連携・情報共有並びに継続的な検討及び協働について強化することが重要である。
- 5 民間の自主的かつ主体的な取組を注視しつつ、十分な成果があがらない場合には、必要最小限の法令改正も含めた検討を行い、かつ、インターネットを取り巻く環境の変化が著しいことにかんがみ、それぞれの取組に適切に対応していくために、今後も検討会を継続的に開催していくべきである。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。御意見をいただきたいと思います。どうぞ、お願いします。

○曾我委員 意見というよりも、基本的に法規制強化が青少年のさまざまな問題を解決することに直結するのではなくて、自主的な取組を促進する方が、解決手段はかなり大きな道になるだろう。保護者も規制されるわけですから。そういう中で規制強化に対して慎重な意見が大勢を占めたんですが、法律改正を行うことには慎重な意見が大勢を占めた理由としては、今のような理由なんですね。だから、法律で規制強化をしないようにしようとしたわけではなくて、法律を規制強化するよりも、その方が有効な道ではないかという意見が大勢であったとしていただかないと、ただ単に法律をつくらないようにしたみたいに誤解を招く。

つまり、今、選択手段としては、法規制強化よりも自主的な取組を促進することが一番近道であるし、逆に本当に法に触れているものは、いま以上にしっかりと取締りをしてほしいという願いをした趣旨があったので。現状の法律の中で取締りがしっかりいっているわけでもない、そこに取締りがいけば、この法律をそのような意図でやるよりは、これ以上の法律にしないでもいいのではないかというニュアンスだったものですから。これを読んでいると、法規制強化するのに慎重だだけにとらえられるかなという気持ちがあります。

○清水座長 ありがとうございます。最後にまとめますが、御意見がほかにありましたらお願いします。どうぞ。

○高橋委員 私も全く同じ意見なんですけれども、今回の青少年インターネット環境整備法案をつくるときに、青少年の健全育成を守るためということを打診されて、ほかの一般的な違法に関しての法律を強化するのが、子どもたちのためにと全部すりかえられるのは非常に困る。そのところは、リテラシー教育として、時間がかかったとしても保護者にも子どもたちにもきっちり教えていく手段はやってほしい。そのところが何となく一緒にされて、何でもかんでも最終的には法律でいくしかないねというのは、ちょっと勘弁していただきたい。それが、今回、これがスタートしたときのお話だったと思いますので、その辺は注意しながら法規制はやっていただきたい。

1つだけこの文章で気になっているのが、どうしてもいい文章が出てこないんですけれども、3番目に「保護者の子どもに対する理解が不十分であることが一因でもある」ということが、子どもたちに対する理解が不十分なのか、指導が不十分なのか、教育が不十分なのか、その辺がちょっとほかの言葉がなかなか思い当たらないですけれども、知恵をおかりしてもう少しじっくりいくような言葉になると。言っていることは全く同感なので、この「理解」という言葉だけが引っかかって、すっきりしたらいいなという気がします。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○尾花委員 今の「理解」という表現は私も何か違うと思っていて、どちらかという保護者の子どもに対する「関わり方」が不十分なんですよね。理解する・しないではなく、学ばせる力の有無でもなく、コミュニケーションするとか見守るとか、そういうものをトータルした「関わり方」がどうも不十分だったり、ずれていたりする。すごく柔らかな言葉で、提言にしてはちょっと違うかなという気もしないでもないんですが、「関わり方が不十分」のような、何となくニュアンスでどの保護者にも伝わるような言葉に置きかえられた方がいいのではないかと思います。

もう一つ、私がちょっとだけ気になっていることがありますので、ここで話しつつ、お願いをさせていただこうと思います。

今年度より新・学習指導要領がスタートしたため、教育現場でも積極的に授業として取り入れ、教職員もやらなければいけない立場となったはず。でも実際、現場の意識はまだ低くて、例えば小学校なら6年間に一遍やればいからと流してしまおうとする先生もいらっしゃいます。

ここの表記では、保護者と民間と政府と関係事業者となっていて、学校現場がこの中にはっきり見えてきません。微妙なんです。「保護者に対してのお願い」「事業者に対してのお願い」と同じように、流していいものではなく「学校現場でもちゃんとした取組をしなければいけない」というはっきりとした表記を、この1枚の中に1～2行でいいので、うまくおさまるようなものを入れていただきたいのです。これは、文部科学省の方たちにも御協力いただかなければいけないと思うのですが、その一文があると、やらなければいけないという義務感に現場が動かされてくれるかなという気がします。

それがお願いです。以上です。

○清水座長 ほかにありますか。はい。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。私、原案を読んだとき、そんなに引っかからずにそのまま読めてしまったんですが、今、各委員のお話を伺っていて、改めて気付きがありました。

1つは、意識的に「青少年及びその保護者」と記述するところと「保護者と子ども」「保護者や子ども」と表現しているところの違いが恐らくはあるのだらうと思いました。象徴的なのが3番目ですけれども、ここは確かに大変重要なところなので、例えば「保護者や青少年のインターネットに関する問題の多くが、保護者の子どもを取り巻くインターネット環境に関する理解や関わり方が不十分であることが一因であることも踏まえ」という感じなのかなと思いました。

あわせて、細かいことですが、子どもの表記は平仮名の「子ども」にする形で共通にした方がいい

いのかなという気付きもありました。

最後に、曾我委員あるいは高橋委員がおっしゃいましたように、いわゆる過剰な規制強化よりも、保護者や子ども、青少年や、あるいは民間事業者の主体的な課題解決への取組の方が相対的に意義があるということが重要な趣旨だと思いますが、きちんと5項目のところに、婉曲にですが、「十分な成果があがらない場合には、必要最小限の法令改正も含めた検討を行い」とありますように、重要なポイントとして適切な法的対応というのは、やはり今後も課題として検討会が位置付けることも留保されているので、そのバランスが極めて重要なことだと思います。

この間、警察庁さんが大変御努力いただいて、検挙率というか、犯罪の発見などにも努めていただいています。私は現行の法律の範囲でしっかりと犯罪については対応していただくのが大前提だと思うんですけども、この検討会で議論してきた、特に通信の自由や表現の自由を尊重して、憲法の趣旨にのっとってやっていくために、どのようにしたらよいかという理念に基づいた具体的な提案は、1から5まで列挙されていますので、あとは表現のところで今まで委員が言われたようなところに、読まれた方がより自主的・主体的にこの問題に関わる動機付けがなされるような表現に、最小限修正していただければよいのではないかと考えます。

以上です。

○清水座長　どうぞ。

○国分委員　私はもう10年以上前からフィルタリングの技術開発とか普及をやってきて、今回の法律の成立のきっかけになったタイミングでいろいろな方に意見を述べる機会がありましたし、いろいろな方から御意見を伺う機会もありました。その中で、当時の衆議院の青少年問題特別委員会の委員長をされていた玄葉さんが、この法律で規制をしようという考え方というよりは、むしろ事業者の背中を押すぐらいの効果が出るといういいんじゃないですかねと、ちょっと雑談ぽく言われて、私もそうだと思ったんです。

10年前、当時の通産省から技術開発の支援をいろいろ受けてフィルタリングソフトの開発をやって、その後、総務省からも携帯のフィルタリング、モバイルフィルタリングの技術開発ということでいろいろやらせていただく機会がありましたが、そのころは皆さんの問題の認識が非常に低かったといえますか、大事な問題だという認識がなかったんです。

だけれども、法律が成立して、条例などでは努力義務になっていましたけれども、法律で義務だということで、社会の中で事業者がこういうことをするのが正しい姿であるということの指針が示されて、その結果、もう今は事業者の方が先頭に立ってフィルタリングの普及をされていて、この会議でもいろいろ報告されて、私も非常に感銘を受けて、皆さんこんなに頑張っておられるんだと思ったことがあります。

そういうことで、この提言の前段に「一方、課題について検討した結果、その課題のために規制強化となる法律改正を行うことには慎重な意見が大勢を占め」、この文章などなくても、「一方、課題について検討した結果、法律の趣旨に基づき民間の自主的かつ主体的な取組を引き続き実施していくべきであるとの結論に至った」ということで。

この辺で民間の自主的かつ主体的な取組を、皆さんもフィルタリングの普及でいろいろ努力され

ているんですけれども、もうそろそろ壁に当たったりされているのではないかと思いますので、その辺りで更に第2弾の、規制というよりは、そういう取組をプッシュするためのいろいろな仕掛けができれば、それは非常にすばらしいことだなと思います。

この文章を取った方が、「法律改正を行うことには慎重な意見が大勢を占めた」と書くと、何となく法律改正に反対なのだなということになってしまうので、むしろそういうネガティブな書きぶりじゃなくて、少し前向きに書ければいいんじゃないかと思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。どうぞ。

○尾花委員 今、皆さんの意見を伺っていて、この提言の1枚は多分広く外に出ていくものだと思うので、1番「政府等は」、2番「関係事業者は」、3番「保護者は」となると、4番目がだらだらとした文章に感じられて気になります。そこで、「情報リテラシーに関わる教育や取組等は」を主語にしてしまうのはいかがでしょうか。保護者とか学校関係者、あらゆる関係者に対して個別に具体的に名前を入れていただく形にすると、主語がしっかりするので、どこに関して自分が情報を得なければいけないかが、よくわかると思います。

そうすると、5番についても「民間の自主的かつ主体的な取組を注視しつつ」という始まり方が、何を言わんとしているのかわかりづらいので、例えば今、ちょうど国分先生からおっしゃられたような意味合いも込めて、主語としてはっきり「法令改正は」としてしまい、最低限の法律改正もするよみたいに、その主語に基づいて文章を組み直すといいのではないのでしょうか。「必要であれば今後検討会を継続していくべきである」は6にして、もう一項目作るのもありかもしれません。はっきりと主語を冒頭に明示したスタイルで統一すれば提言の文章が整い、読みやすく伝わりやすいものになるのではないのでしょうか。

読み手の理解が得られれば、実施に繋がっていくような気がしますので、その辺り、ざっくりとお話しましたがけれども、御検討いただければうれしいです。

○清水座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。この4章は非常に重要ですので、御意見を踏まえて座長預かりといたしましても、事務局とよく相談した上で、改めて委員にメール等で御意見をいただきたいと思います。

それで、今の4章をどうするかということの前に、この報告書の構成をもう一度振り返ってみたいと思いますが、まず法律ができて、いろいろな取組が始まりましたということですからけれども、その法律ができたところで3年後に見直すということが書かれていたわけですね。見直すというのは何を見直すかといったら、民間事業者等がびしっとできないならば、法律の規制を強化してでもやっていくという意図が裏に見えたというのがあります。

今回、しばらく休んだ後、この検討会のスタートでどういうスタンスでいくかということが検討されまして、今、法律ができた後、政府各府省庁が非常に精力的に取り組んでいますよと。それとともに、民間事業者はある意味期待された以上に取り組まれているということなんですね。ですか



ら、法律ができた後、民間とか政府関係者でやっていくという成果は大きいものがあります。したがって、今回、この3年後の見直しの段階では、法律改正までこの検討会では提言しないでいいのではないかという点があったわけですね。

それだけでは済まされずに、では、今後を踏まえた課題はどういうことかということで12課題を設けて、特に関係府省庁の各委員会とか精力的にやってくさったものがここで検討されて、課題としては、こういう形にやっていけばいいんじゃないかと整理したということになります。

その上でまとめとして、全部読んでくださいと言われても提言としてはわかりにくいので、当初、この12課題のところまで一々提言的なものを書くというのも案としてあったんですけども、やはり1枚として示さないと、インパクトというか、訴えるものがないだろうということで、1枚用意していただいているところです。そういう意味で、4章が非常に重要ということで、別途御意見をいただいたところです。非常に納得できる御意見をたくさんいただいたわけですね。

事務局と御相談させていただきたいと思うのは、数は幾つにするかということになりますけれども、提言というときに余り多くない方がいいというのがあるんですね。ただだらとやっていくと、結局は何なのとなってしまうということですから、数はある程度まとめるということで、一応5つになっています。今後、6つになるかわかりませんが、5つ前後がめどということかと思えます。

法律改正後の見直しということも冒頭あったものですから、法律改正については全く触れずには、提言の中では難しいんじゃないかということで、この成果を踏まえると、今の時点で法律改正をこの検討会としては提言しない。成果は非常に高いので、今後継続していく。しかし、そのままお任せしておくということじゃなくて、私の意識としては、この3年後の見直しでこの検討会は解散だと思っていたんです。だけれども、法律改正をやめて、今後、更に新しい技術も出るということからすると、この検討会で更に継続的に見ていく必要があるという締めがいいという形で提言が構成されていると私は思っています。

ですから、そういうことを踏まえて、今、多くの構成委員からいただいた意見をよく伺いまして、事務局と相談した上で、新たな提言ということをやったらどうかと座長としては思いました。

それから、たくさんの御意見をいただいているので一々申し上げませんが、例えば保護者の何々が関わるにしても何にしても、「不十分であることが一因である」というのは、今、御意見いただいて、保護者の責任というわけにはいかない問題なんですね。ですから、保護者が子どもとの関わりをうまくやれば解決していくとか、裏返しの表現もあるのかな。その方が説明しやすいという感じがするんですね。

保護者に問題があるよ、一因だよと言われてたら、保護者はどうすればいいんだと言われても困るので、関わりをもっと密にとか、コミュニケーションが増えると、解決できる方向性が見えるというプラス思考の表現にした方がいいのかなと思った次第です。そういう意味で、これは非常に重要ですので、事務局と相談して、副座長とも相談して、案をお送りさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。非常に重要な1ページですので、うまくインパクトのある

形になり、また今後も民間事業者とか政府関係者がうまく推進できる形になればいいと思います。

警察庁さんの先ほどのお話も、この時点でタイミングとして必要とか、そういうことを踏まえてちょっとお話いただいて、整理していきたい。また、法律改正といったときに、この青少年インターネット環境整備法に関する法律改正について、我々は議論してきていますが、警察庁の方でいろいろな法律をつくっていただいて、それによってかなり解決してきている、減ってきている部分がありますね。ですから、そういうものはそれぞれの省庁でどんどんやっていただきたいと思っていますところでございます。

そんなところでよろしいでしょうか。どうぞ。

○清原委員 今、座長が提案されたことで賛成でございますし、提言というのは項目が余り多くない方が、インパクトがあるということもわかります。

1点だけ。先ほどお隣の国分委員が言われて、私もなるほどと思ったんですが、この間、事業者や研究者の方がフィルタリング技術の革新、開発、向上に努めてきてくださって、その実効性が高まることによって防げたこともいっぱいあるように思います。そうした技術的な部分についての提言が1から5の中に含まれていませんでしたので、どこに入るのがいいのかと思うと難しいですが、政府の努力の中に、例えば「フィルタリング技術についての開発支援」というものが入ってもいいのかなと思いました。

でも、凝縮された提言にするという趣旨であればこだわりませんが、一言申し上げました。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

○藤原座長代理 一言。今、清原委員が言われた点も含めて検討した方が、私もいいと思います。この中で5番は若干異質かもしれませんが、その位置付けとか文言も考えて、項目の数は少なくということで、おっしゃったようなことを整理できるのかなと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。ということで、この資料8につきましては、御意見を踏まえて、多少修正させていただいた上でメール等で確定させていただきたいと思います。

今までもちょっと話が出ているんですけども、この報告書、提言につきましては、広く国民の意見を踏まえてということが重要かと思います。そこで意見募集を実施していただいたらどうかと思うんですが、これはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 それでは、それを踏まえまして、今後の予定につきまして事務局からお願いいたします。

○本田補佐 まず、議題1の平成22年度の基本計画のフォローアップにつきましては、皆様の御意見等を踏まえた形で、子ども・若者育成支援推進本部に報告する予定です。報告時期といたしましては、この検討会の報告書とあわせて実施する予定となります。

あと、今、いろいろと御審議いただき、ありがとうございました。こちらは44ページの警察庁

さんの報告を受けた修文、及び提言に関する修文をあわせまして、座長、座長代理と御相談して案の方を作成いたしまして、皆様にメールで御審議いただく形になるかと思いますが、やっていきたいと思います。

その関係をとりとめた後に、この提言（案）を約1か月間、意見募集をしたいと思います。次回検討会において、意見募集結果を踏まえて決定していただく形で進めたいと思っております。

次回検討会の開催につきましては、今の意見募集の手続等も踏まえまして、また委員各位の日程調整を行わせていただきたいと思いますので、別途連絡させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

以上、本日の予定議題は終了いたしましたけれども、ちょうどこれで第10回になりますけれども、10回の検討会を終了させていただきたいと思います。10回で終わるつもりでしたけれども、終わらないということで、今後ともよろしくお願申し上げます。

本日は長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。また今までの検討も含めまして、関係府省庁、それから民間事業者の団体等で精力的にやっていたわけですが、それもこの報告書の中にきっちりと書いて、やっているよという報告書にしているわけです。そういう意味で、今後ともよろしくお願申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。